

特定の電子取引に関する契約約款

第1条 契約約款の趣旨

この約款（以下、「本約款」という。）は委託者（以下、「お客様」という。）が北辰物産株式会社（以下、「当社」という。）の電子取引システム「D-station」（以下、「本システム」という。）を利用して行う商品関連市場デリバティブ取引および商品市場デリバティブ取引（以下、「商品先物取引」という。）およびオプション取引の売買注文の取り決めであり、お客様は本システムを利用されるにあたり以下の条項を承認するものとします。

第2条 法令等の遵守

本システムの利用にあたっては、お客様および当社は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）、商品先物取引法（以下「商先法」という。）その他の関連法令等および、株式会社大阪取引所（以下、「OSE」という。）、株式会社東京商品取引所（以下、「TOCOM」という。）、株式会社堂島取引所（以下、「ODEX」という。）の受託契約準則（以下、「準則」という。）諸規定等を遵守するものとします。

※ OSE、TOCOM、ODEX 各取引所に該当するものは、以下「取引所」と定義します。

第3条 本システムの利用

本システムは「準則」、「本約款」、「特定の電子取引に関する運用規定」（以下、「運用規定」という。）および「契約締結前交付書面」等の内容を確認又はダウンロードして、十分ご理解のうえ、お客様がその内容に同意し、当社のオンラインロジック開設画面にて必要事項を入力され、かつ当社が審査・承認した場合に限り利用できるものとします。

- 2 システムの利用は、当社が利用承認後にお客様に通知するログイン ID・パスワード（初期パスワードは当社が発行します。）と、お客様が利用開始時に使用するログイン ID・パスワードが一致した場合にのみ、行うことができます。
- 3 当社が利用承認後にお客様に通知したログイン ID・パスワードは、お客様本人のみが使用でき、その管理はお客様の責任において行うものとし、漏洩、盗取等による損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 お客様はログイン ID・パスワードを他人に貸与もしくは譲渡することはできません。他人に貸与もしくは譲渡した場合、本約款は無効となり、取引の一切の責任はお客様に帰すものとします。
- 5 本システムのご利用は、パソコン、スマートデバイスのうちいずれかの端末をお持ちのお客様を対象とします。フィーチャーフォンのみで本システムのご利用はできません。尚、フ

ィーチャーフォンのみのご利用で、お客様に損害が発生した場合は、その責任はお客様に帰すものとします。

第4条 本システムのサービスの範囲

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、別途「運用規定」で当社が定める範囲とします。なお、当該サービスの内容は事前通知することなく変更する場合があります。

第5条 情報の保護

お客様が、本システムを通じて知り得た情報を第三者に提供または開示することはできません。

第6条 機器等の用意

お客様が本システムを利用される場合は、本サービスに適した機器、利用回線をお客様の費用および責任で準備、維持いただくものとします。

第7条 利用時間

本システムを利用できる時間は、運用規定第 10 条で定める時間とします。ただし、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 取引の種類

お客様が本システムを利用して売買注文を委託できる取引の種類は、運用規定第 2 条定める取引の種類に限ります。

第9条 取扱銘柄

お客様が本システムを利用して委託される売買注文の銘柄は、運用規定第 1 条で定める銘柄とします。ただし、取引所が売買を規制している銘柄については取り扱いできません。

第10条 取引の数量

お客様が本システムを利用して委託される売買注文の数量は、預託している委託証拠金等の範囲内および取引所の定める建玉制限の範囲内且つ運用規定第 15 条で定めた数量を限度とします。

第11条 限月等の制限

お客様が本システムを利用して委託される売買注文で、運用規定第 17 条で定めた銘柄以外の当月限の新規建玉はお受けしません。

第12条 注文の受付

お客様が本システムを利用して委託される売買注文は、注文内容を入力後、お客様が確認して承認されたものを、当社が注文内容を受信した時点で注文の受付とします。

第13条 注文の有効期限

お客様が本システムを利用して委託される売買注文の有効期限は、以下の各号に定めるものとします。

- (1) 取引所の板合わせザラバ取引における、お客様が本システムを利用して委託される売買注文の有効期限は、当社が受けたとき以降に、取引所で最初に立会いが可能となる日、1計算区域（前営業日夜間立会（16:30～）～当日の日中立会（～15:15（ODEXは～15:00））限りとします。
ただし、お客様が有効期限を指定して委託される売買注文に関しては、運用規定第13条に定める期限とします。また、売買注文の一部が約定した場合、残りの未約定の売買注文は、次回セッションに繰り越しされません。なお、ここにいうセッションとは、1計算区域のうち夜間立会・日中立会のそれぞれをいいます。
(祝日取引の日中立会および夜間立会も1計算区域内に含まれます。ただし、ODEXについては、祝日取引はありません。)
- (2) 本システムでは、前号の各有効期限内までの売買注文について、セッション終了時に一部ではなく全部が未約定となった場合、当該未約定注文を、次回セッションで取引所へ注文の再発注をする運用となっておりますので、システム障害が発生した場合、当該未約定注文を取消させていただくことがあります。

第14条 注文の取消・変更

お客様が本システムを利用して委託した売買注文は、未約定注文に限り、お客様が本システムを利用することにより取消・変更を行うことができます。

尚、オプション取引の買い注文の場合、注文変更時に注文可能金額が不足している場合、変更後の注文は発注されません。
(注文取消のみ受付されます。)

- 2 本システムの注文変更は「執行条件」、「指値」とし、変更対象となる注文を本システムにて取消処理後、改めて変更後の注文を発注する仕様となります。
尚、「執行条件」、「指値」以外を変更する場合は、お客様が本システムを利用して対象注文を一旦取消した後、再度発注していただきます。

第15条 注文の執行

お客様が本システムを利用して委託した売買注文は、当社が注文を受けたとき以降、取引所において最初に立会いが可能となるときに執行するものとします。

- 2 お客様の錯誤で売買注文が委託されたことにより生じるお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、お客様からの売買注文が次に掲げるいずれかに該当する場合は、その執行を行いません。なお、売買注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) お客様が委託した売買注文の内容が、本約款第8条、第9条、第10条および第11条に定めるいずれかに反している場合。
 - (2) 当社が定める運用規定の「注文可能金額」が不足となる新規建玉。
 - (3) お客様が委託した売買注文の内容が、法令、規則等に反するものであった場合。
 - (4) 取引所の規制等により、売買の制限または停止になった場合。
 - (5) 貴金属、ゴム、農産物の倉荷証券を委託証拠金としてお預けいただいている場合の、エネルギー・中京石油市場およびODEX貴金属市場の銘柄の新規建玉。
 - (6) その他、取引の健全性等に照らし当社が不適当と判断した場合。
- 4 お客様のお取引開始時からの実入金額（総入金額から総出金額を控除した額）が、口座開設時にご申告いただいた預貯金額等を超えた場合、新規建玉の制限または停止を行なうことがあります。なお、新規建玉の制限または停止により生じるお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 5 プレミアムオンライン取引におきましては、日中立会終了時において、実入金額（総入金額から総出金額を控除した額）または委託者証拠金が、ご申告いただいた投資可能資金額を超えている場合、新規建玉の制限または停止を行なうことがあります。ただし、日中立会終了前であっても、投資可能資金額を超えたことを確認した時点において、お客様へ通知し上記の措置をとらせていただく場合があります。また、セルフコースからプレミアムオンライン取引口座への移管手続き時に未約定新規注文がある場合は、当該注文を取消させていただきます。なお、新規建玉の制限、停止および取消により生じるお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第16条 注文の確認

お客様が本システムを利用して委託した売買注文の内容および執行の結果は、本システムを利用して確認することができます。

第17条 委託証拠金等の預託

お客様が当社に商品先物取引のご注文を委託される場合は、予め必要となる委託証拠金等を預託するものとします。

- 2 お客様より委託証拠金等の差し入れ又は預託があった場合は、「保証金受領書」を発行いたします。お客様は本システム画面内で確認していただくものとします。
- 3 お客様が立会終了後に出された新規の売買注文につきましては、VaR 方式での証拠金算出に用いる各種パラメーター情報等の変更により、委託者証拠金の追加預託が生じる場合があります。
- 4 委託者証拠金の額は、日本クリアリング機構(以下、「JSCC」という。)が定める証拠金所要額を下回らない範囲で「契約締結前交付書面(別紙・委託者証拠金について)」に定めるものとします。

第18条 委託証拠金等の受払い

本システムをご利用のお客様が当社にご入金いただく場合は、本システムで入金通知を行い、運用規定第9条第1項で定める当社指定金融機関口座にお振込みいただき、当社が入金確認したことにより処理されます。なお、クイック入金サービスを利用し、ご入金いただく場合は、本システムより運用規定第9条第2項で定める当社提携先金融機関のインターネットバンキングサービスを利用し、手続きをいただくことにより処理されます。

- 2 振込人名義は当社お取引口座名義と同一名義に限ります。振込人名義が異なる場合は、ご返金させていただきます。
- 3 本システムをご利用のお客様が、委託証拠金等のご出金を希望される場合は、本システムで出金依頼を行うことにより、お客様の指定金融機関口座に振込みいたします。
- 4 お客様は未約定の新規売買注文にかかる証拠金の出金を請求することはできません。
- 5 お客様の取引口座に立替金が発生している場合や、委託者証拠金に不足が生じている場合は、出金依頼の取消をさせていただきます。
- 6 本システムを利用して出金できる金額の計算は、当社が定める方法により行います。
- 7 お客様への委託証拠金等の返還に際し値洗損益金通算額が益となる場合には当該金額を「現金授受予定額」に加えないことについて、お客様は同意するものとします。「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減し

た額から手数料等を減じた額をいいます。

- 8 金銭の受払いは指定金融機関口座への振込みとします。なお、振込手数料は振込側の負担とします。ただし、クイック入金をご利用いただく場合は、振込手数料は当社負担とします。
- 9 お客様が本システムを利用して行った入金(クイック入金を除く)および出金のご依頼は、未処理の場合に限り本システムから取消を行うことができます。

第19条 充用有価証券等の充用

有価証券等を委託証拠金等に充用する場合は、充用有価証券等の種類、銘柄がJSCCの定める範囲で、当社が定めたものとし、お客様から当社D-stationサポートセンター宛にご連絡をいただき、委託証拠金等に充用できることを確認後、当社が定める手順で差し入れまたは預託を行うものとします。倉庫証券を差し入れまたは預託を行う場合は、当社に配達されるまでの紛失等の事故については、当社は一切責任を負いません。また、有価証券がお受けできない場合または差し入れ書類に不備があった場合は返送いたします。

- 2 充用有価証券等を委託証拠金等に充用する場合は、必要な手続きを事前に完了していただくこととします。
- 3 有価証券を委託証拠金等として差し入れまたは預託を行う場合は、保管振替制度を利用するものとし、「株式会社だいこう証券ビジネス」に充用有価証券保管振替口座を開設し、所定の手続きを行い、当社において、当該有価証券の入庫を確認した時点で預託があったものとします。
- 4 お客様が充用有価証券等を委託証拠金等とする場合、預託される充用有価証券等に対応する「保証金受領書」を発行するものとします。
- 5 預託されている充用有価証券等の充用価格の変更等により、充用金額が減額され委託者証拠金に不足が生じる場合があります。

第20条 充用有価証券等の返却

お客様が本システムに預託の充用有価証券等の返却を希望される場合は、本システムの出庫依頼画面から出庫を希望する充用有価証券等に対応する預り単位ごとに出庫依頼することにより処理されます。有価証券については、上記の手続きと共に所定の書類を差し入れるものとします。

- 2 お客様が返却を依頼できる充用有価証券等の数量は、依頼された日の帳入値段により計算した預り証拠金余剰額から未約定の新規売買注文にかかる証拠金を控除した金額の範囲内で、預託単位毎に対応する充用有価証券等といたします。
- 3 お客様に充用有価証券等を返却する前日の清算値段および帳入値段で計算した委託者証拠金に不足が発生する場合は、当該有価証券等の出庫を取消させていただきます。

- 4 当社は、預託されている充用有価証券等が充用の適用除外となつた場合、お客様に当該有価証券等を返却するものとします。お客様は本条第1項と同様に当該有価証券に対応する所定の書類および領収証を当社 D-station サポートセンター宛に郵送するものとします。
- 5 当社は、お客様に倉荷証券を返却する場合、国内貨物特殊貨物便にて保険を付し返送するものとします。
- 6 お客様が本システムを利用して行った充用有価証券等の返却のご依頼は、未処理のものに限り本システムから取消を行うことができます。
- 7 お客様は、当社からの充用有価証券等の返送をご確認後、同封の領収書に必要事項をご記入・ご捺印の上、当社 D-station サポートセンター宛に郵送するものとします。

第21条 委託証拠金等の不納による取引の処分

お客様は受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回ることとなつた場合または預り証拠金のうち金銭の額が現金支払予定額を下回ることとなつた場合、「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額以上の額を委託証拠金等として、当該不足額が発生した日（JSCC が定める計算区域毎の日をいう。）の翌営業日午前 11 時までに当社が指定する金融機関口座に当該不足額またはその金額以上をご入金いただくものとします。

- 2 OSE 準則第 12 条 TOCOM 準則第 11 条第 2 項およびODEX 準則第 11 条第 2 項の規定により、現金不足額に相当する額の委託証拠金等は、充用有価証券などをもって充当することができないものとします。
- 3 お客様が第1項に定める当該不足額の対処をされなかつた場合、お客様がクイック入金サービスを利用して行った不足額またはその金額以上のご入金が、本約款第 18 条第 2 項および運用規定第 9 条第 2 項の事由等で本システムの取引照会画面に反映されていない場合、OSE 準則第 33 条第 1 項または TOCOM 準則第 14 条第 1 項、ODEX 準則第 14 条第 1 項の規定に基づき当該取引をお客様の計算において転売または買戻しにより当社が定める方法で保有する全ての建玉（オプション取引を含む）を処分するものとします。ただし、取引所の規制によってその執行ができない場合は、執行できる最初の立会いで執行するものとします。
- 4 当社が前項の処分を行う場合は、お客様に事前の通知なしに行うことができるものとします。
- 5 第3項による全建玉の決済を行った場合、日中立会終了まで新規建玉の制限または停止を行わせていただきます。なお、新規建玉の制限または停止により生じるお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第22条 当月限建玉の反対売買による処分

お客様が本システムを利用して行う取引において、運用規定第 17 条で定めた銘柄を除き、受渡による決済はできません。運用規定第 17 条で定めた銘柄以外の当月限の建玉については、当社が定める日（以下、「指定日」という。指定日が休業日である場合は前営業日。）までに当該建玉が決済されていない場合は、指定日の日中立会終了後、当該日以降の立会において、当該取引をお客様の計算において転売または買戻しにより当社が定める方法で処分するものとします。この場合、お客様は異議を申し立てることができません。

第23条 臨機の場合の措置等による建玉の処分

当社は、お客様が本システムを利用して行う取引において、TOCOM 準則第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3 の規定、ODEX 準則第 24 条、第 24 条の 3、第 24 条の 4 に定める臨機の措置が講ぜられた場合および OSE 準則第 8 条の 2、TOCOM 準則第 26 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、ODEX 準則第 26 条第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定に該当する場合またはお客様が金商法、商先法その他の関連法令等、準則または本システムの運用規定、本約款等に違反したと当社が判断した場合は、お客様に遅滞なくその旨を通知し、当該取引をお客様の計算において転売または買戻しにより処分するものとします。この場合、お客様はこれに対し異議を申し立てることができません。

第24条 取引（建玉）の処分

お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様への事前通知、催告等がなくとも、当社は、お客様の計算において建玉の全部を処分（決済）します。

- (1) 支払いの停止または破産手続、更生手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始の申立があつた場合。
- (2) お客様の本サービスに係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて差押または競売手続の開始があつた場合。
- (3) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行つていると当社が判断した場合。
- (4) お客様の心身機能の重大な低下により、本サービスの継続が著しく困難または不可能となつたことを当社が知つた場合。
- (5) お客様の死亡を当社が知つた場合。
- (6) 住所変更の届出を怠る等お客様の責に帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となつた場合。または当社からの電子メール・電話等による連絡が不可能

- であると当社が判断した場合。
- (7) 投資顧問契約のクーリング・オフを適用した場合。
- (8) 運用規定第17条第1項に基づく対応が行われなかつた場合。
- 2 前項による建玉の処分（決済）に対しては、本約款第25条に定める手数料を適用します。

第25条 委託手数料

- お客様が本システムを利用して委託した売買取引に係る委託手数料の額は、当社が定める委託手数料金額とし、決済注文成立時に売買に応じた手数料を預り証拠金から差し引きます。
- 2 オプション取引では新規建玉時、反対売買による決済時、権利行使・割当時に委託手数料を徴収します。

第26条 債務の弁済

- お取引の結果、立会終了時に売買差損益金が損金となり、当社に立替金が発生した場合、お客様は立替金相当を発生日の翌営業日までに当社に支払うものとします。
- 2 有価証券等を委託証拠金等として取引を行い、立会終了時に売買差損益金が損金となった場合は、当社が定める期日までに損金を入金するものとします。なお、ご入金がない場合にはOSE準則第33条2項、TOCOM準則第18条第3項またはODEX準則第18条第3項の規定により、委託証拠金等として差し入れまたは預託されている有価証券等を換価処分し、債務の弁済に充当させていただきます。
- 3 お客様が当社に対する債務の履行を怠った時は、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日（共に当該日を含みます。）まで年率14.6%の遅延損害金を支払うことと異議のないものとします。

第27条 当社よりお客様への連絡

預り証拠金が値洗損により委託者証拠金に不足が生じた場合、並びにOSE準則第8条の2、TOCOM準則第24条、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、第2項、第3項またはODEX準則第24条、第24条の3、第24条の4、第26条第1項、第2項、第3項に規定する措置が講じられ、当社がお客様の建玉を処分する場合は、本システムの画面メッセージおよび電子メールによりその旨を通知するものとします。

第28条 システムの障害

システム障害とは、当社のコンピューターシステムに明らかな不具合が発生していることにより、お客様よりいただいたご注文の執行に著しい遅延もしくは執行不能となる状況を

- いいます。
- 2 お客様のご利用になる端末機器に障害が発生した場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。
- 3 本システムに障害が生じた場合は、当社はその復旧に全力を尽くします。
- 4 システム障害が確認された場合、速やかに当社のホームページまたは電子メールでお知らせいたします。また、障害の原因、復旧状況および当社の各種サービスに関する対応につきましても、随時お知らせいたします。
- 5 システム障害が確認され、インターネット経由での取引に障害をきたした場合には、ご注文を受注することはできません。
- 6 本システムの障害が復旧するまでの間、ログイン規制を行う場合があります。
- 7 本システムに障害が生じた場合、お客様は本取引の売買注文および取消・変更に関し、原則として電話、ファクシミリ、電子メールによる受注を当社が行わないことに同意するものとします。
- ただし、障害の状況により当社が必要と認めた場合、運用規定第16条に定めた方法により行うものとします。
- 8 システム障害時における受注済み注文のお取扱いについて次の各号に定めるものとします。
- (1) 取引所の注文受付開始時間以降または立会中にシステム障害が発生し、障害発生前に当社が受注した注文が障害のため、取引所に発注されなかつた場合または本来の価格で約定しなかつた場合において、お客様の注文状況と取引所の価格情報を照合し、本来約定されているべき価格を当社が精査し対応させていただきます。
- (2) 取引所の注文受付開始時間以降または立会中にシステム障害が発生し、当該セッション内での障害の復旧ができない場合、障害発生前に当社で受けた注文について、当該セッション内で未約定の注文に関しては、本約款第13条（1）の規定にかかわらず、当該セッション終了時に取消させていただくことがあります。
- (3) 取引所の注文受付開始時間前にシステム障害が発生した場合、障害発生前に当社で受けた注文については、本約款第13条（1）の規定にかかわらず取消させていただくことがあります。

第29条 取引所のシステム障害等

取引所のシステム障害等による取引停止の場合において、当社から行われたお客様の売買注文が取引所により取消された場合、本約款第13条（1）の規定にかかわらず取消とさせていただきます。

第30条 免責事項

- 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、一切その責を負わないものとします。
- (1) 取引所、関係金融機関等の債務不履行による場合。
 - (2) お客様、プロバイダ、取引所または関係金融機関のいずれかの通信回線、通信機器、コンピューター等のシステム機器およびこれらに通じた情報伝達システム等の障害または瑕疵により、システムの取扱い不能、遅延、誤謬もしくは欠損等が生じた場合。
 - (3) 当社のシステム障害発生後に受注した売買注文について、取引所への発注が遅延または受け付けられなかった場合。
 - (4) 本約款第 28 条第 8 項 (2)、(3) または第 29 条による未約定注文の取消を行った場合。
 - (5) 第三者による妨害、侵入、情報改変等により、システムの取扱い不能、遅延、誤謬もしくは欠損等が生じた場合。
 - (6) お客様が本約款第 3 条第 3 項および第 4 項の規定に違反し、お客様以外の第三者が本システムを利用して取引をし、取引口座に損失が発生した場合。
 - (7) 電子メールまたは郵便の不到達、遅延が生じた場合。
 - (8) 金商法、商先法その他の関連法令等、準則または本約款、運用規定を変更した場合。
 - (9) 本システムのサービス内容に変更があった場合。
 - (10) 天災地変、政変、同盟罷業、取引所の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、システムの取引口座に係る取引の執行、金銭授受等の遅延または不能となった場合。
 - (11) ログイン ID・パスワードの誤入力、忘却等、お客様自身の責任により、お客様が売買注文を出せなかったことにより損害が生じた場合。
 - (12) お客様の発注した注文が取引所の受付時間並びに当社が定めた注文受付時間に間に合わなかった場合。
 - (13) 所定の手続きにより金銭等の授受その他の処理を行ったことに対し、お客様以外に過失または不正があった場合。
 - (14) お客様の過失または錯誤等による注文の成立、不成立の場合。
 - (15) 本約款第 15 条第 3 項 (1) から (6) および運用規定第 13 条、第 14 条、第 15 条による売買注文が、強制的に取消が行われた場合。
 - (16) 本約款 18 条第 1 項以外の方法で行ったご入金、本約款第 18 条第 2 項および運用規定第 9 条第 2 項の理由等でご入金がお取引口座に反映されなかった場合。

- (17) 本約款第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 31 条 (2)、(3)、(4)、(5)、(9) による建玉処を行った場合。
- (18) 準則に従った建玉の処を行った場合。
- (19) 充用有価証券等の郵送中による郵送事故が発生した場合。

第31条 本システムの利用解除・禁止

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客様の本システムの利用を解除または禁止するものとします。

- (1) お客様が当社に本システムのサービス利用中止を申請した場合。
- (2) お客様が当社に虚偽の届出をした場合。
- (3) お客様が、金商法、商先法その他の関連法令等、準則または本システムの運用規定、本約款等に違反した場合。
- (4) 不正資金の流入を確認した場合。
- (5) 取引開始時においては適格性を具備したお客様であっても、その後の取引状況によって、取引を継続するに相応しくないと判断した場合。
- (6) やむを得ない事由により、当社が本システムの中止を申し出た場合。
- (7) 当社との売買取引がないまま 90 日を経過した場合。
(情報分析ソフトのみの利用解除)
- (8) お取引口座残高が「0 円」のまま 1 年を経過した場合。
(取引ツールの利用解除)
- (9) その他、お客様が本システムをご利用いただくことが不適当と判断した場合。

第32条 取引制限等

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、新規建玉の制限または停止および委託証拠金等の受入をお断りすることがあります。

- (1) 本約款第 31 条 (7) 以外のいずれかに該当した場合。
- (2) 本約款第 35 条 第 1 項または第 2 項 に定める通知事項および届出事項の変更を怠り、お客様の住所または事務所の所在地が不明となった場合。
- (3) 当社の定める必要な手続きをお客様が怠った場合。
- (4) その他、取引継続が不適当と当社が判断した場合。

第33条 反社会的勢力の排除

当社は、お客様が暴力団等の反社会的勢力に該当し、または、反社会的勢力が経営を支配していると認められる等、お客様が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有するこ

とが判明した場合には、何らの勧告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

2 当社は、お客様が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計または威力を用いて当社の信用を棄損または当社の業務を妨害する行為等をした場合には、何らの勧告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第34条 非常時等の連絡先

非常時におけるお客様から当社への連絡先は、次に掲げるとおりとします。

D-station サポートセンター	0120-282-094
プレミアムオンライン取引サポートデスク	0120-253-277
お客様相談窓口	0120-102-177
大代表	03-3668-8111

第35条 通知事項および届出事項の変更

- OSE 準則第4条、TOCOM 準則第5条またはODEX 準則第5条の通知並びにお客様からの届出事項に変更が生じた場合は、直ちに当社に対し所定の方法により変更手続きをしていただきます。
- 2 お客様が当社に申告して頂いている内容について、当社より年1回、確認のための電子メールを送信させていただきます。お客様は申告内容に変更がある場合は、変更内容を電子メー

付 則

本約款は、平成16年5月1日より施行する。

本約款は、平成17年5月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成18年2月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成19年4月16日より一部改正施行する。

本約款は、平成19年11月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成20年5月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成21年5月7日より一部改正施行する。

本約款は、平成21年10月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成22年1月12日より一部改正施行する。

本約款は、平成22年3月23日より一部改正施行する。

本約款は、平成22年6月3日より一部改正施行する。

本約款は、平成22年6月10日より一部改正施行する。

本約款は、平成22年9月21日より一部改正施行する。

本約款は、平成23年1月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成23年7月6日より一部改正施行する。

本約款は、平成23年9月7日より一部改正施行する。

本約款は、平成24年3月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成24年8月13日より一部改正施行する。

ルで当社へご申告いただくものとします。

- 3 変更手続きがなかったために発生した事故（当社からの電子メールの不達、通知書類が届かない等）は、お客様の責に帰するものとします。
- 4 お客様が、第1項、第2項の変更手続きを怠り当社との連絡が不通になったとき、本約款第23条の規定を適用する場合があります。

第36条 「本約款」並びに「運用規定」の改定と承認

本約款並びに運用規定は、法令の変更、監督当局、主務省、取引所、日本証券業協会、日本商品先物取引協会の指示もしくはその他必要が生じたときは変更されることがあります。

- 2 本約款並びに運用規定が改定された場合は、当社は遅滞なくその内容を通知いたします。通知到着後にお客様が行った取引をもって規定の改定を承認されたものとみなします。

第37条 合意管轄

本システムを利用されるお客様は、本約款に基づく取引に関して訴訟の必要性が生じた場合は、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意されるものとします。

第38条 その他

本約款に定めない事項または本約款の履行につき疑義を生じたときは、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

本約款は、平成25年1月4日より一部改正施行する。

本約款は、平成25年2月12日より一部改正施行する。

本約款は、平成25年3月25日より一部改正施行する。

本約款は、平成26年7月22日より一部改正施行する。

本約款は、平成26年12月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成27年4月6日より一部改正施行する。

本約款は、平成28年9月20日より一部改正施行する。

本約款は、平成29年6月19日より一部改正施行する。

本約款は、平成29年9月5日より一部改正施行する。

本約款は、平成29年12月20日より一部改正施行する。

本約款は、平成30年2月23日より一部改正施行する。

本約款は、平成31年2月1日より一部改正施行する。

本約款は、平成31年3月8日より一部改正施行する。

本約款は、令和元年9月30日より一部改正施行する。

本約款は、令和2年2月17日より一部改正施行する。

本約款は、令和2年7月27日より一部改正施行する。

本約款は、令和3年6月7日より一部改正施行する。

本約款は、令和4年6月15日より一部改正施行する。

本約款は、令和 4 年 9 月 20 日より一部改正施行する。

本約款は、令和 5 年 7 月 3 日より一部改正施行する。

本約款は、令和 5 年 10 月 2 日より一部改正施行する。

本約款は、令和 5 年 11 月 6 日より一部改正施行する。

本約款は、令和 6 年 8 月 13 日より一部改正施行する。